

太陽光発電設備等導入支援事業費補助金

太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援します！

本補助金の概要・目的

- 本補助金では、県内の中小企業者等や個人が行う太陽光発電設備や蓄電池の導入に要する経費を補助します。
- これにより、県内における再生可能エネルギーの導入促進及び災害レジリエンスの強化を図ることを目的とします。

補助対象者

- 中小企業者等※1、個人又は電力販売契約等事業者※2であって次の全てに該当する者
 - 暴力団等に該当しない者
 - 県税等の滞納がない者
 - 電力販売契約等の場合、補助金相当分が電力販売契約等利用者※2に還元されること 等

※1 中小企業基本法に規定する中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団・財団法人 等

※2 電力販売契約又はリース契約の場合において、当該契約を行う事業者と当該契約を利用して設備を導入する利用者のこと

補助対象事業の実施期間

- 令和6年7月31日から令和7年1月31日まで※

※ 補助金交付申請・交付決定後に契約等を行い、令和7年1月31日までに事業完了するもので、他の要件を満たす場合を補助対象とします。

補助対象設備・補助額・補助上限額

補助対象者	補助対象設備・補助額		補助上限額
	太陽光発電設備 (FIT・FIP売電不可)	太陽光発電設備と 同時に設置する 蓄電池※	
中小企業者等	5.0万円/kW	蓄電池価格の1/3	(太陽光発電設備のみ) 1者当たり500万円 (太陽光発電設備+蓄電池) 1者当たり1,500万円
個人	7.0万円/世帯		—

※蓄電池価格(円)を蓄電容量(kWh)で除して算出した額が、4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池にあつては14.1万円/kWh以下、4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池にあつては16.0万円/kWh以下である設備が補助対象です。

令和6年7月31日(水)から令和6年8月30日(金)まで申請受付中！

(注1) 予算の範囲内で、形式要件の整ったものから先着順に受付し、予算を超える申請があつた場合、予告なく受付を締切り、申請総額が「予算上限に到達した日」をもって申請を締切ります。なお、「予算上限に到達した日」に申請があつたものについては、オンライン申請・郵送を問わず、一律に抽選を行い受付順を決定し、当選の可否について速やかに通知しますので、御了承ください。

(注2) 主な手続の流れや必要な書類などは、裏面を参照ください。

補助額の算出例

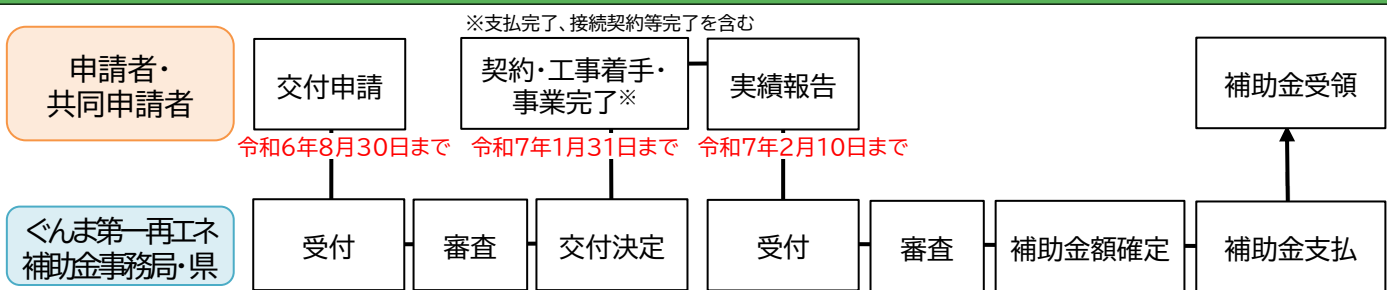
■ 中小企業者が県内の自社事業所に「太陽光発電設備100kW」と「蓄電池40kWh、600万円」を導入

- 太陽光発電設備 : 発電出力(100kW)×5万円/kW=500万円
- 蓄電池 : 蓄電池価格(600万円)×1/3=200万円
- 補助額 : 500万円+200万円=700万円

■ 個人が県内の居住する住宅に「太陽光発電設備5kW」と「蓄電池10kWh、120万円」を導入

- 太陽光発電設備 : 7万円
- 蓄電池 : 蓄電池価格(120万円)×1/3=40万円
- 補助額 : 7万円+40万円=47万円

主な手続の流れ(イメージ)



補助金の交付申請に必要な提出書類

提出書類	導入する者	
	中小企業者等	個人
補助金交付申請書	○	○
登記事項証明書(会社・法人)又は住民票	○※1	○※1
暴力団等でないことの誓約書	○※1	○※1
行政書士事務所長が発行する県税の納税証明書	○※1	○※1
補助対象設備の導入場所の登記事項証明書(土地・建物)	○	—
補助対象設備の導入場所の写真	○	○
補助対象設備の図面	○	—
補助対象設備の仕様書	○	○
補助対象事業の見積書	○	○
発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等)	○	○
電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる電力販売契約又はリース契約の契約書の案、覚書、料金計算書等	○※2	○※2
共同申請の同意書	○※2	○※2
設備導入の同意書	○※3	○※3
委任状	○※4	○※4
その他知事が必要と認める書類(委任状等)	—	—

事業完了後の実績報告に必要な提出書類

提出書類	導入する者	
	中小企業者等	個人
補助金実績報告書兼請求書	○	○
補助対象設備の導入場所の写真	○	○
補助対象設備の図面	○	○
補助対象事業を実施したことを証する書類(納品書等)の写し	○	○
契約関係書類(工事請負契約書等、電力販売契約書等)の写し	○	○
補助対象事業に要した費用の支払を明らかにする書類(口座振込受付書等)の写し	○※5	○※5
一般送配電事業者との協議内容が分かる書類	○	○
補助金の振込先が分かる書類	○	○
その他知事が必要と認める書類	—	—

⚠ 提出書類の作成に当たっては、本補助金の交付要綱・募集要領を必ず御確認ください。

- ※1 申請者が電力販売契約等事業者の場合、申請者(電力販売契約等事業者)及び共同申請者(電力販売契約等利用者)の双方方を提出してください。
- ※2 申請者が電力販売契約等事業者の場合に提出してください。
- ※3 申請者が中小企業者等、個人又は電力販売契約等事業者にかかわらず、申請者と補助対象設備の導入場所の土地又は建物の所有者が、申請者又は共同申請者と異なる場合に提出してください。
- ※4 中小企業者等が導入する場合にあっては別記様式第1号の申請者と「担当者連絡先」の所属先事業者が異なるときに、個人が導入する場合にあっては別記様式第1号の申請者と「担当者連絡先」の氏名が異なるときに、提出してください。
- ※5 リース契約において、リース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できるリース契約の契約書、覚書、料金計算書等をもって代える場合にあっては、当該契約書、覚書、料金計算書等を提出してください。

提出方法

- 右記の県ホームページ内に記載のオンライン申請フォームから提出してください。
- 提出が完了した場合は、登録メールアドレスに完了通知が届きます。届かない場合は、右記の問合せ先まで電話確認を行ってください。
- ※ オンライン申請フォームからの提出が困難な場合は、右記の問合せ先あてに簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法での郵送により提出してください。なお、送料は申請者が負担してください。

本補助金の問合せ先

【事務委託先】ぐんま第一再エネ補助金事務局
【所在地】〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町1-300-5ルアン第二ビル2階
【電話番号】050-6883-7886
【受付時間】平日9時～12時30分、13時30分～17時

<本補助金の県ホームページはこちら>
<https://www.pref.gunma.jp/page/639597.html>

※上記のURLには、右記のQRコードからもアクセスできます。

